平成２４年（フ）第３０５１号
神奈川県相模原市南区大野台３丁目21―６
破産者　金子　豊彦
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３６０７号
埼玉県東松山市大字市ノ川477―101
破産者　吉田　正司
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７００号
千葉県千葉市若葉区源町111番地
破産者　東住設工業株式会社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３７０１号
千葉県東金市山田1164―10
破産者　伊東　和江
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４０３０号
東京都新宿区片町１番地11
破産者　株式会社ＡＴＵ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４７２６号
東京都江戸川区春江町２丁目27―５―101、開始決定時の住所東京都江戸川区東松本１丁目13―２
破産者　元島　博康
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５２５６号
東京都小金井市緑町３丁目４―15―103
破産者　石神　洋一
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８１５号
東京都江戸川区東葛西７丁目13―17
破産者　梅原　　誠
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３７５号
埼玉県草加市手代町732番地16
破産者　有限会社渡辺デザイン事務所
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３７６号
香川県三豊市詫間町詫間5461、開始決定時の住所埼玉県草加市高砂２丁目１―20―1201
破産者　渡辺　俊伸
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４３６号
大阪府大阪市中央区東心斎橋１丁目１番12号
破産者　株式会社プラット
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４３７号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸２丁目８―12―102
破産者　中道　正哉
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６７０号
東京都品川区北品川３丁目３番２号
破産者　株式会社沓[illegible]社
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６７１号
神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢中町９―３
川戸ビル４階
破産者　五十嵐博正
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６８５号
東京都練馬区南大泉４丁目49番25号
破産者　株式会社サンコー
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７６８６号
東京都東久留米市本町４丁目14―12
破産者　谷口　昌一
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７１９号
東京都東久留米市本町１丁目５番地９
破産者　株式会社忠利
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７５１号
東京都練馬区西大泉３丁目９―６　第２勝美荘201
破産者　塩野　　章
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７５２号
東京都練馬区西大泉３丁目９―６　第２勝美荘201
破産者　塩野コンセプションこと　シオノ　コンセプション　アマヤ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６２号
東京都千代田区平河町２丁目14番13号
破産者　株式会社ラパラ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６８号
東京都新宿区西新宿８丁目２番23号
破産者　株式会社フィナンシャル・アーツ
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７７６９号
富山県富山市住吉町２丁目４―15―３Ｃ
破産者　片桐　健詞
1　決定年月日　平成24年９月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部